

# Oh! MY NEWS! 平成23年8月号

発行・編集:大前会計事務所

760-0007 香川県高松市中央町14番16号カナック中央町ビル 3F

TEL:087-835-4845 FAX:087-816-1201 IP:050-3578-8295

【e-mail】ma010009@ma.nmc.ne.jp 【URL】http://www.showa-g.biz/

## 現金は毎日合わせましょう

現金管理がきちんとできている時、税務調査が楽に済みます。できていない時はすべてに疑惑の目がむけられるようです。(刑事訴訟法 323 条②[商業帳簿の証拠能力])

いつもお世話になります。自分の故郷や応援したい都道府県・市町村に寄付をすると税額控除が受けられる「ふるさと納税」制度。今回の震災以降、被災地への「ふるさと納税」が急増しているそうです。復興への長き道のりを思えば、助け・助けられながらの「恩送り」が日々、日本の希望を育てていくように感じます。

## トレンドを斬る!

「エシカル消費」への関心が高まっています。エシカルとは「倫理的」「道徳的」を意味する英語で、社会貢献に目を向けた消費

行動や経済活動をエシカル消費と呼んでいます。環境保全に配慮したエコやリサイクル製品、発展途上国を支援するフェアトレード製品、売上げの一部を途上国への寄付金や被災地への義援金に回す企業など、消費者の選択肢は広がっています。社会貢献の意識が高まる昨今、イメージアップにもつながる企業の取り組みに期待が寄せられています。



## 365日楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

### 今月の商売のヒント:【今こそ問いたい商売の品格】

長野県の諏訪湖はそのむかし、子どもたちが泳いで遊ぶほどきれいな湖だったそうです。それが経済成長期に水質汚染が進み、一時期は「日本一汚い湖」と言われたこともありました。今ではずいぶん浄化活動が進



んでいるようですが、諏訪湖がまだ「汚い湖」だった頃、毎朝、ゴミ袋を片手に湖畔のゴミ拾いをする一人の男性がいたそうです。地元で商売をしているTさんです。「諏訪湖で泳ぐ子どもたちの姿をもう一度見たい」、Tさんのそんな願いから始まった、たった一人の諏訪湖清掃は次第に人の知るところとなり、地域の人たちも朝のゴミ拾いに参加するようになったそうです。そんなある夏の朝、湖畔に大量の花火カスが落ちていました。「誰だよ、せつかくきれいになってきたのに」。

ゴミ拾いに参加していた人は、その光景にガッカリして腹を立てました。ところがTさんは、目を輝かせながらこう言ったそうです。「いやあ、嬉しいな。やっとみんなが諏訪湖で遊んでくれるようになったよ」。

Tさんの言葉に、その場にいた全員が「この人にはかなわない」と襟を正したそうです。Tさんは精密機械の商売をしています。商売のやり方も諏訪湖清掃と同じです。仕事の依頼主には、「おたくから〇〇円でいただく仕事を下請けには△△円で出し、その差額で従業員を養っています。ですからこれ以上値下げされると従業員に給料を払えません」。下請けさんには、「入りの金額は〇〇円。だからおたくには△△円で出します」。すべての金額を包み隠さず提示するTさんに対して依頼主も下請けさんも「この人にはかなわない」とやはり襟を正すのだそうです。



従業員が普通に暮らせるだけの商売ができればそれでよし。それ以上の欲を求めると商売が長続きしない。Tさんを商売人として、人として慕う人はとても多く、「Tさんがそう言うなら」とあっさり話がまとまることも少なくありません。一時期ブームになった「〇〇の品格」という言葉を、今こそ自分の商売に当てはめて考え直してみたいものです。業種や業態が違っていても、世のため人のために商売をしている人には、どうしたってかないません。



# 今月のあなたの運勢

鑑定：妙慎

A型

秘密が露見しやすい暗示。バレて困ることは念には念を入れて事前対策を。特に見られて困るメールは削除を！

B型

交際運が活発な月です。人の集まる場所へ積極的に顔を出して人脈を広げておくと、後々発展しそうです！

O型

遠方との取引にツキが巡りそうです。誠実な対応が報われる月ですから、地道に信用アップをはかりましょう！

AB型

焦って行動すると運気は下降します。何事も控え目にやり過ごす努力を。金運は節約第一で乗り切りましょう！

痛快!

画：ほりひろみ

## えだまめ君



## 知っここ! 「税務のマメ知識」

### 【社宅の家賃補助は「課税」or「非課税」?】

会社は福利厚生を充実させて従業員の働きやすい環境を整えます。特に住居は従業員やその家族が安定した生活をするための基礎になります。そのため、自社の社宅や借上げ社宅を用意している会社も多くみられます。原則的には、社宅は給与の現物支給として扱われ従業員に税金がかかります。しかし、社宅を使用する従業員から、1ヶ月当たり一定額の家賃（賃貸料相当額）以上を受け



取ってれば給与として課税されません。賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額になります。(1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × 0.2% (2) 12円 × (その建物の総床面積 [平方メートル] ÷ 3.3 [平方メートル]) (3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × 0.22%

借上げ社宅の場合は会社自らが借主となり、それを従業員に貸す必要があります。従業員が家主と直接契約している場合の家賃負担については、社宅の貸与とは認められないので注意が必要です。

なお、仕事を行う上で勤務場所を離れて住むことが困難な従業員に対し、その仕事に従事させる都合上、社宅や寮を貸与する場合には、無償で貸与しても給与として課税されない場合があります。社宅に関しては、会社の負担分だけ従業員の給与を抑えれば社会保険料も抑えることができるので、そのような点でのメリットもあります。

## 今月のオススメの逸品

### 『足指さらさらクリーム』

この季節、革靴の中は高温多湿でニオイが気になりますね。足用消臭制汗剤『足指さらさらクリーム』は、足の裏や指の間などニオイ発生源にぬると、サラサラとした快適な環境を保ち嫌なニオイを抑えてくれます。

足指さらさらクリーム 検索



### 松和総合グループ

会社を創りたい! 経営をよくしたい! 経理がわからない! 人事労務・相続・贈与の相談・手続きがしたい! 土地や建物の登記って何! etc. 私達にお任せ下さい。社長さんの横にはあらゆる専門家がいます。そんな時、あなたに「便利・安心・満足」のワンストップサービス。

税理士大前香・税理士谷口眞雪・税理士生乃三陽子  
税理士小西正憲・税理士溝渕眞美子・税理士吉川和良  
司法書士和田行雄・土地家屋調査士小橋靖  
社会保険労務士青木岳

有限会社大前経営研究所・有限会社中原会計事務所  
合同会社高松中央アセットパートナーズ  
労働保険事務組合高松企業振興協会